

全国低層住宅労務安全協議会

会 則

平成26年度改定版

全国低層住宅労務安全協議会

全国低層住宅労務安全協議会会則

(名称)

第1条 本会は、全国低層住宅労務安全協議会という。(以下、低住協という)

(事務局)

第2条 本会の事務局は、墨田区江東橋2-14-7に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の自主的活動により、低層建築事業における労働災害の防止および労務管理の改善を図り、併せて低層建築事業の発展を目指すことを目的とする。

(活動)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 研究会等の開催

- ・安全施工マニュアルの検討
- ・関係法令の研究
- ・災害事例の検討
- ・安全設備・工具に関する研究及び改善
- ・環境に関する研究及び改善
- ・その他労務安全・衛生に関する事項の研究

(2) 講習会の開催

(3) 情報の開示(ホームページ等による)

(4) 安全パトロールの実施

(5) 会員相互の情報交換

(6) 行政の災害防止活動への参画

(7) 他団体との情報交流

(8) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本会の会員は、入会申込書を提出し運営委員会で承認を得たものとする。

2. A種会員は、低層住宅施工の事業を行う者とする。

3. B種会員は、低層住宅建築工事に関連する事業を行う者とする。

(入会)

第6条 本会への入会は、第5条を充足し原則として下記条件を満たすか、これを目指す目的を持った事業者とする。

(1) 安全衛生管理体制が確立している。

(2) 安全衛生管理計画が策定されている。

(3) 安全衛生管理活動が定款的に推進されている。

(役員および監査)

第7条 本会に次の役員及び監査をおく。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 会 計 1名

(4) 幹 事 若干名

(5) 監 査 1名

（役員の職務）

第8条 会長は本会を代表し、会務を総括し、会議の議長となる。

2. 副会長は、会長を補佐し、必要なときはその職務を代行する。
3. 会計は、会計事務に当たる。
4. 幹事は、会務の運営に当たる。
5. 監査は、会計を監査する。

（役員の選任）

第9条 役員は、会員の推薦を受けた者から総会において選任する。

2. 会長及び副会長・会計・監査は、役員の互選とする。
3. 前2項の役員が何らかの理由で職務を遂行できなくなった場合は、都度役員の互選により選出して代行とし、残任期が1年以上に及ぶ場合は、臨時総会又は次期総会にて選出する。
4. 監査は、他の役員を兼ねることはできない。

（役員の任期）

第10条 役員の任期は、2年とする。

2. 役員は、任期が満了した場合、後任の役員が就任するまでその職務を行う。

（顧問）

第11条 本会には、顧問をおくことができる。

2. 顧問は、東京労働局及び新宿労働基準監督署とする。

（会議等）

第12条 本会の会議は、総会、臨時総会及び運営委員会とし、会長が招集する。

2. 総会は、毎活動年度当初に招集する。
3. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、運営委員会に諮り招集する。
4. 運営委員会は、必要の都度会長が招集する。
5. 運営委員会は、役員と各活動部会の部会長及び副部会長で構成する。

（総会の決議事項）

第13条 総会は次の事項を決議する。

- （1）活動報告及び決算報告
- （2）活動計画及び予算案
- （3）役員の改選
- （4）会則の改定
- （5）その他の重要事項

（総会の議事）

第14条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（運営委員会）

第15条 運営委員会は、総会で決議された活動計画、会則の定める事項その他の業務を遂行する。

（活動年度）

第16条 本会の活動年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

（会計）

第17条 本会の会計は、運営委員会の承認を得た方法により、会計が管理する。

2. 本会の会計は、会費その他の収入をもって充てる。

(会費)

第18条 本会の会費は、A種会員は年額7万円とする。B種会員は年額5万円とする

2. 本会の運営上必要と認めたときは、運営委員会の決議を得て、会員より臨時会費を徴収することができる。
3. 既納の会費は返還しないものとする。
4. 入会時期が年度の途中であっても、年会費の変更はないものとする。

(退会)

第19条 会員は、次の各号に該当する場合は役員会（運営委員会）の承認を得て退会できるものとする。

- (1) 会社が消滅した時
- (2) 会社が退会届を提出した時
- (3) 会則に違反した時
- (4) 本会則第18条に定める会費を事務局請求時より3ヶ月以上遅滞した時

(監査)

第20条 会長は、活動年度終了とともに、つぎの書類を作成し通常総会開催までに監査に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 活動報告書
- (2) 収支決算書

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営上必要な事項は、運営委員会の承認を得て会長が別に定める。

(交通費・宿泊費等)

第22条 本会の会員が本会の業務により会長又は役員会の承認を得て出張したときは、次の交通費及び宿泊費等を支給する。

交 通 費			宿 泊 費
新 幹 線	在 来 線	飛 行 機	全国一律
普 通	普 通 特急・急行 料金を含む	普 通	10,000円

(下部組織)

第23条 本会は、会員相互の福利厚生の為、下部組織として「低住協一人親方会」を設ける。

2. 詳細は「低住協一人親方会」の次の各規約等に定める。

- (1) 低住協一人親方会規約
- (2) 低住協一人親方会事務処理規則
- (3) 低住協一人親方会災害防止規定

(付則)

第 1 条 本会則は、平成 9 年 4 月14日より施行する。

改定	平成10年	4月23日	改定	平成18年	4月24日
改定	平成10年	12月 1日	改定	平成20年	4月21日
改定	平成13年	4月20日	改定	平成21年	4月20日
改定	平成16年	4月19日	改定	平成25年	4月22日
改定	平成17年	4月18日	<u>改定</u>	<u>平成26年</u>	<u>4月21日</u>

以上